

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

登別市アイヌ施策推進地域計画

令和2年3月23日認定

変更後	変更前
<p>1～5 (略)</p> <p>6</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容：4－3と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付） 事業費：<u>514,885</u>千円</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容：4－3と同じ 事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付） 事業費：512,671千円</p> <p>(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p>

登別市アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

登別市アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道登別市

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

登別市は北海道の南西部に位置し、年間に延べ400万人を超える観光客が訪れ、宿泊者数は130万人を超える日本有数の観光都市です。同時にアイヌ民族のコタンがあり、自治体名や地域名がアイヌ語に由来するなどアイヌ文化が根底に流れるまちです。

特筆すべきは断絶の危機にあったアイヌ語の口承文芸を、後世に伝える決定的な役割を果たした知里幸恵や知里真志保、さらには金成マツなどを輩出したことであり、アイヌ文化が地域全体に深く浸透しています。

関連して、アイヌ協会やNPO、市民活動団体が、アイヌ文化を後世に引き継ごうと活動を続けており、アイヌ文化の振興が積極的に展開されています。

一方で、アイヌ協会を含む関連団体は高齢化や経済的な理由により、会員の減少、担い手の不足といった課題を抱えており、アイヌ文化の次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっています。

また、2020年4月に隣接する白老町において民族共生象徴空間が開設されます。札幌市に次いで北海道内第2位の外国人観光客宿泊数を誇る本市が、象徴空間への送客拠点として、ひとりでも多くの人にアイヌ文化に触れてもらえるよう取り組みを行う必要があります。

同時に、象徴空間を訪れた観光客が本市にも訪問し、市内のアイヌ文化施設や観光施設に訪問してもらえるよう象徴空間と本市を結ぶ公共交通の充実や施設の整備を図るとともに、多くの外国人観光客が集積するJR登別駅前にインフォメーション機能の充実を図り、北海道全体のアイヌ文化を発信していく必要があります。

※ アイヌ関連団体

- ・ 登別アイヌ協会（設立昭和22年）
- ・ NPO法人知里森舎（設立：平成9年）
- ・ 知里真志保を語る会（設立：昭和63年5月）

※ アイヌ文化等関連施設

- ・ 登別市郷土資料館・文化伝承館 所在：登別市片倉町6丁目27番地
現況：昭和56年9月開館。アイヌ文化に関する展示を行っています。

本市では昭和22年頃、登別アイヌ協会が設立され、アイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、事務局が所在する登別市鉄南ふれあいセンターを活動の拠点として、アイヌの民族衣装の展示や伝統的儀礼を開催するなど、アイヌ文化等の発信を行ってきました。

また、登別市と登別市教育委員会では、平成9年から市民に対してアイヌの歴史や文化を学ぶためのアイヌ文化講座を開催しているほか、公益社団法人北海道アイヌ協会に対して補助金を拠出する形でアイヌ民族文化祭を開催し、アイヌ民族の文化伝統とその活動を広く一般に紹介する取組を行っています。さらに登別市郷土資料館・文化伝承館では、アイヌ関連資料や民具を展示するなどし、市民がアイヌの歴史や

文化を学ぶ機会の充実を図っています。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存在するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
K P I	登別市立図書館を利用した市民の割合	市アイヌ関係WEB閲覧数	登別市観光客入込数	外国人観光客宿泊延べ数
令和元年度 (基準年度)	10.0%	4,000 アクセス/年間	3,800 千人/年間	540 千人/年間
令和2年度	11.0%	4,000 アクセス/年間	4,000 千人/年間	600 千人/年間
令和3年度 (中間目標)	12.0%	4,000 アクセス/年間	4,000 千人/年間	600 千人/年間
令和4年度	13.0%	5,000 アクセス/年間	4,100 千人/年間	600 千人/年間
令和5年度 (最終目標)	14.0%	5,000 アクセス/年間	4,100 千人/年間	600 千人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

① アイヌ伝統等普及啓発事業

- ・ アイヌ文様タペストリー製作を通じた文化伝承
- ・ 貴重なアイヌ文化に関する絶版図書等を購入・保管することで、研究者等に魅力ある環境の整備
- ・ 市の公式WEBサイトにアイヌ文化等を紹介する特設ページを増設することによる普及啓発
- ・ アイヌ文化や人物に関する視聴覚教材を作成し、拠点施設や学校等で放映し、普及啓発
- ・ 個人や団体が所有するアイヌ文化に関する資料等について適切に管理保存し、普及啓発

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

① アイヌ文化のブランド化推進事業

- ・ アイヌ文化に関連した新たな商品（コースター等）の開発等によるブランド化の推進

② アイヌ文化関連の観光プロモーション事業

- ・ ウポポイ経由の都市間バス（ラッピングバス）の運行による観光プロモーション

- ・ アイヌ文化に関する展示環境の整備による普及啓発
- ・ アイヌ文化を伝える貴重な文化遺産の修繕、展示による普及啓発
- ・ アイヌ関連施設等への案内看板設置
- ・ 外国人に訴求するアイヌ文化の発信について調査研究を行うため、調査等を実施
- ・ 市内のアイヌ文化施設や生活館等（地域住民交流の場）を拠点にアイヌの人々の利便性を向上させる公共交通手段についての関連事業を行う。
- ・ JR登別駅を利用する観光客をウポポイへ誘導するため、多言語での案内機能の強化やパンフレットの作成を行う。

③ 登別市情報発信拠点施設整備事業

- ・ 国内外の観光客が集積するJR登別駅周辺にアイヌ文化の情報発信拠点を整備し、北海道全体のアイヌ文化やその魅力を発信する。同時に象徴空間のみならず北海道内のアイヌ文化施設への送客拠点機能を担う。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

① NZ・サイパン等との交流事業

- ・ アイヌの人々や市内の小中学生を多文化共生、先住民文化尊重の先進地へ派遣し、多文化共生社会づくりを含む本市のアイヌ施策へ反映する。

② 鉄南ふれあいセンター改修・交流事業

- ・ 登別アイヌ協会やアイヌ関係団体の活動拠点になっている登別市鉄南ふれあいセンターの改修を行い、センターを拠点としたコミュニティ活動に対する支援を行う。

5 計画期間

- ・ アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-2と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：6,750千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：514,885千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和元年度～令和5年度（事業スケジュールを添付）

事業費：48,023千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

- (1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

- 4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- 4-3に記載する事業は、アイヌ文化のブランド化や、アイヌ文化関連の観光プロモーションを実施することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- 4-4に記載する事業は、アイヌ高齢者のコミュニティ活動の支援や、海外の共生社会づくりの先進事例を視察し、活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

- ・ 全ての事業は登別市の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。
- ・ 委託事業は、登別市業務委託事務取扱要綱等に基づき適切に委託事業者を選定するため、反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

- ・ 6で記載の事業については、事業担当部署である登別市総務部企画調整グループが事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

- ・ 6で添付の工程表は、事業担当部署である登別市総務部企画調整グループが特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

- ・ 計画策定にあたり、登別アイヌ協会などアイヌの人々、関係団体をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見は出されていない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIである登別市立図書館を利用した市民の割合、市アイヌ関係WEB閲覧数、登別市観光入込客数、外国人観光客宿泊延べ数について、実績値を公表する。また市町村の行政評価システムの仕組みにより、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度本市の行政評価システムに沿った効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

- ・ 目標の達成状況に係る評価結果については、市公式WEBサイトにて公表。